

練馬区立自転車駐車場の定期利用のしおり

(桜台駅東・桜台駅西・練馬駅東・練馬駅西・中村橋駅東・中村橋駅西・富士見台駅東・富士見台駅西)

【利用案内】～ご登録前に確認してください～

1. 定期利用の申し込み方法

受付窓口にて承ります。下記書類等をご持参の上、窓口へお越しください。

※定期利用が満車の施設がございます。その場合は補欠待機登録(順番待ちの登録)が必要になります。

詳細は窓口にお尋ねください。

※身体障害者手帳、東京都愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの場合は、優先して定期利用の受付をいたしますので、お申し出ください。

<申し込み時に必要なもの>

①初回の利用料金

※支払いは原則としてコンビニ・ATM 払いですが、初回のみ、利用料金を窓口でお支払いください。

②学生証 提示いただいた場合は、学生料金の適用が受けられます。

③身体障害者手帳、東京都愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、生活保護受給証明書、中国残留邦人等の支援給付受給証明書を提示の上、申請される場合は、利用料金が免除となります。

※多くの方にご利用いただくため、利用料金の免除対象の方については、1 駅 1 施設(原付・自転車についてもいずれか)の利用にご協力をお願いします。1 駅 1 施設を超えて利用申請された場合、1 施設のみになるよう調整させていただきます。

2. 利用時間

24 時間いつでも利用いただけます。詳しくは管理事務所あるいは各施設の案内看板をご確認ください。

問い合わせ・窓口案内

■管理事務所名 () 管理事務所

電話番号:

年末・年始除く毎月 25 日～翌月 5 日

平日 15:00～20:00 土日祝 10:00～15:00

■公益財団法人練馬区環境まちづくり公社 自転車問い合わせセンター

電話番号 03-3993-5100 平日 午前 8:30～午後 5:30

除く年末年始 土日祝 午前 9:30～午後 5:30

【利用上の注意事項】～お申し込み後に必ずご確認ください～

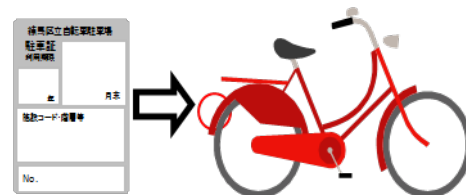
1. 利用上の注意事項

(1) 次のルールを守ってご利用ください。ルールを守っていただけない場合は、利用承認を取り消すことがあります。

- ① 自転車や原動機付自転車（以下自転車等）を指定された置場以外に止めたり、通路等に停めた場合は、移動することがあります。
- ② 自転車等の規格に制限がある施設では、決められた規格以外の自転車等の利用はお断りしております。規格制限がある施設の利用中に自転車を買替える場合は事前窓口でご相談ください。
- ③ 利用いただけるのは、申請者ご本人のみです。定期利用カードを他の人に譲ったり、貸したりすることはできません。
- ④ 当自転車駐車場は駐車場所を提供し利用いただく施設として運営しており、自転車等をお預かりする施設ではありません。駐車場内での盗難や破損等の事故については、一切の責任を負いかねます。
- ⑤ 施設内の看板、掲示物、また管理員の指示に従ってご利用ください。

(2) その他注意事項

- ① 定期利用ステッカー未貼付や、期限切れステッカー、破損ステッカーを貼付している自転車は、注意警告の上、撤去の対象となります。ご注意ください。
- ② 利用される自転車等には、必ず後輪カバー等の見やすい部分に定期駐車用ステッカーをお貼りください。有効期限が過ぎたステッカーを貼付した自転車等では利用いただけません。ステッカーが期限切れとなった場合は、注意札を付けることがあります。また、利用期限の箇所を二重線（黒マジック）で消させていただきます。（代車でお越しの際は、定期利用カードを提示いただき、管理員にお声掛けください）



■ステッカーの交付方法（ステッカーは申請者1名につき1枚しか発行できません）

別納払いの場合	支払い後、ステッカー発行機でステッカーを発行してください。
窓口払いの場合	支払いの都度、ステッカーを発行します。
料金免除の場合	4月末までの期限のステッカーを発行しますので、期限月の4月になりましたら、窓口へお越しください。

2. 定期利用料金のお支払い

利用料金は、月の初日から末日までの分の月極め・前払いです。必ず、利用期限月の末日までにお支払いください。（月末で期限が切れたカードは翌日午前0時以降使えません）

料金表は別紙をご確認ください。なお、学生料金の適用、利用料金免除の適用は、証明書等を提示いただいた月の翌月からになります。

(1) 別納支払の場合

利用開始後のお支払いは原則として「別納支払」をご利用ください。

期限月中に料金収納代行会社(NCD 株式会社)より利用料金のお支払いメール(メール登録の無い方は郵送)でご案内します。支払期限までに指定の方法(コンビニ、クレジット、ネットバンキング、ATM ※クレジットは初回支払では選択できません)でお支払いください。

支払確認後、ステッカー発行番号を送付しますので、発行機で番号を入力し、ステッカーを発行し自転車等に貼付し、ご利用ください。

(2) 窓口でのお支払いの場合

支払期限は、利用期限の末日です。前払いで継続的にお支払いください。やむを得ない場合は、翌月の5日までには必ずお支払いください。

(3) 支払期限までにお支払いがなかった場合

利用ができなくなります。利用できなかった期間に、1回利用(時間利用)された場合も、利用料金は返金できません。なお、支払期限から1か月経過してもお支払いが無い場合は、利用承認が取消となります。

※支払期限から15日経過しますと、メールまたは郵送で取消通知が料金収納会社より届きますが、正式な取消通知書を弊社から改めて送付いたします。ご了承ください。

(4) 利用料金の返還

定期利用を中止する場合は、中止する月の末日までに脱退届をご提出ください。

(例：3月末で中止する場合は、3月1日から3月31日までの間に提出)

未利用月分を月単位で返金します。それ以外の場合は、一度お支払いいただいた利用料金は、原則としてお返しできません。

裏へ

3. 利用開始後の必要なお手続きについて

下記手続きについては、管理事務所で承ります。

事 由	手 続 き 方 法
① 住所・氏名（改姓）等に変更があったとき	住所等変更届により変更してください。 ※ご家族等に権利譲渡するなどの名義変更はできません。
② 学生証の提示（毎年4月） ※学生の方のみ	毎年4月中に学生証（コピー可）を提示してください。 提示が無い場合は、利用承認を取消します。 ※一般に変更になる場合は4月分（変更月分）から一般料金との差額料金をお支払いください。
③ 利用料金の免除承認を受けている方 （身体障害者手帳、東京都愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、生活保護受給証明書、中国残留邦人等の支援給付受給証明書をお持ちの方）	毎年4月中に手帳等を提示してください。提示が無い場合は、利用承認を取消します。
④ 定期利用を中止するとき	中止する月の末日までに脱退届を提出してください。 あわせて定期利用カード、ステッカーの返却をお願いします。 ※利用料金は、未利用月分を指定口座へ返金いたします。口座情報がわかるものをお持ちください。
⑤ 定期利用カードを紛失、破損したとき	カードを再発行いたします。カード代として実費をご負担いただきます。 ※再発行後、紛失カードが見つかった場合でも返金できません。
⑥ 自転車等を買替えた時、またはステッカーを紛失したとき	ステッカーを再発行いたします。1ページ記載の問い合わせ先、もしくは管理事務所係員にご相談ください。